

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 会計検査院

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	79.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.5	%
全職員	81.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
指定職相当	—	%
本省課室長相当職	94.4	%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	94.2	%
係長相当職	95.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	84.6	%
31～35年	81.2	%
26～30年	82.1	%
21～25年	85.7	%
16～20年	86.4	%
11～15年	84.0	%
6～10年	98.9	%
1～5年	93.9	%

【説明欄】

- ・ 2. (1)役職段階別の指定職相当の区分において、女性職員が存在しないため「—」としている。
- ・ 任期の定めのない常勤職員において男女の給与に差異が出ている主な要因として、扶養手当を男性職員が受給する場合が多いこと、年間の超過勤務時間数が男性職員の方が多いこと、近年の新規採用において女性の採用数を増加させていることから勤続年数が短く相対的に賃金水準が低い職員が女性職員全体に占める割合が大きいことが考えられる。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員において男女の給与に差異が出ている主な要因として、相対的に賃金水準が低い期間業務職員が女性職員全体に占める割合が大きいことが考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員

本省課室長相当職：一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員

地方機関課長・本省課長補佐相当職：一般職給与法の行政職俸給表(一)5級及び6級相当職の職員

係長相当職：一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の職員

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。